

ID: 410

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	市改良住宅の家賃の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第56条第1項		
例規番号	平成18年条例第189号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(家賃)</p> <p>第56条 市改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によるとされた公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法第12条に規定する月割額(以下「家賃限度額」という。)以下で、規則で定める額(以下「家賃基本額」という。)とする。</p> <p>2 前項の家賃は、第60条において準用する第15条第3項の規定により認定した収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。次条において「認定収入」という。)に基づき令第2条に規定する方法により算出した額(次条の規定により収入超過者と認定された場合にあつては、令第8条の規定により算出した額。以下「応能額」という。)が家賃基本額に満たないときは、当該家賃基本額から当該応能額を減じた額を減じるものとする。</p> <p>3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、第17条第1項中「市公営住宅」とあるのは「市改良住宅」と、「第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは、「第60条において準用する第41条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第58条の規定による。</p> <p>(割増賃料)</p> <p>第58条 市長は、前条の規定により収入超過者と認定された入居者から、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に改良住宅を明渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)は、毎月、家賃のほかに令第8条第2項に規定する方法により算出した額から家賃限度額を減じた割増賃料を徴収するものとする。この場合において、割増賃料の額は、家賃限度額に住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める入居者の収入区分に応じ、それぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額を超えないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日